

令和2年10月19日

お客さま各位

大垣西濃信用金庫

融資契約終了後の融資契約書類のお取扱いについて

平素は、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、お客さまのご返済によって契約が終了となった融資関係の完済書類につきまして、従来は一律にご返却しておりましたが、令和2年10月19日以降の契約終了分から、契約書類は返却せず、契約終了後5年間当金庫で保管し、保管期間経過後に責任をもって破棄させていただく取扱いに変更させていただきます。

なお、抵当権の解除登記等で必要となる契約書類については、これまでどおり「お取扱店」からご返却させていただきます。

契約終了後の契約書類の返却をご希望される場合には、お手数ですが保管期間中に「お取扱店」までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点につきましては、「お取扱店」までお問い合わせください。